



☆☆ ☆特集記事



◆◇◆道路分野における新技術導入促進の取組◆◇◆

(国土交通省道路局国道・技術課技術企画室)

国土交通省道路局では、令和2年4月に「道路分野における新技術導入促進方針」をとりまとめ、新技術の積極的な活用・導入促進に向けた取組を進めているところである。特に、点検に係る新技術の導入については、平成31年2月の定期点検要領の改定や、令和2年6月の点検支援技術性能カタログ(案)の拡充等、先行して取組を進めている。



☆☆ ☆訴訟事例紹介



◆◇◆道路の横断歩道上のポットホールに躓いて負傷した事故について、

国家賠償法2条1項に基づき損害賠償請求がなされた事例◆◇◆

(平成28年11月24日熊本地方裁判所民事第2部判決)

(国土交通省 道路局 道路交通管理課)

【事案の概要】

本件は、原告が横断歩道を通行する際、横断歩道上にあった凹部に躓いて負傷したとして、道路管理者に対し、国家賠償法2条1項等に基づく損害賠償請求がなされたものである。

【判決要旨】

争点1

- ・横断歩道は、歩行者が道路を安全に横断するため設置されている場所であり、歩行者が道路を安全に横断するのに支障がないよう維持管理がなされねばならないところ、本件凹部は通行の安全性を害する凹部といえ、被告には、本件道路について管理の瑕疵が認められる。
- ・本件事故における原告の帰責性は強く、被告による道路管理の瑕疵の状況、事情を踏まえても、原告には8割5分の過失相殺がなされるべきである。

争点2

損害の額については、一部認められる。(原告の請求115万2794円のところ、14

万2620円の損害が認められた。)

「 「 「 「 _____

「 「 ☆TOPICS ○○○。 .。 ○○○。

.....

◆◇◆名古屋高速道路公社設立 50 周年を迎えて◆◇◆

～ ありがとう 50 年 これからも この街と ～

(名古屋高速道路公社 経営企画部)

名古屋高速道路公社は、名古屋都市圏において交通の円滑化による住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与することを目的に、1970年9月に地方道路公社法による全国で最初の地方道路公社として設立され、2020年9月24日に設立50周年を迎えました。

名古屋高速道路は、最初の開通となる1979年7月の高速3号大高線（高辻～大高間：10.9km）以来、順次開通区間を拡大し、2013年11月に整備計画延長81.2kmの全線が開通しました。周辺的高速道路と一体となって、そのネットワーク機能を十分に発揮することにより、今や名古屋都市圏になくてはならない存在となっています。

本稿では、名古屋高速道路公社の設立経緯や名古屋高速道路の整備効果、現在の取り組み、今後の展望についてご紹介します。

「 「 「 「 _____

「 「 ☆地域における道路行政に関する取り組み事例

.....

★「雪のトップランナー」道路雪対策の取り組みについて★°・*:.。

(国土交通省 北陸地方整備局 道路部 道路管理課)

これまで北陸は数々の豪雪を経験しながら、北陸特有の重く湿った雪に対応した除雪専用機械の開発・改良、雪に強い構造の道路整備などを、厳しい冬を乗り越えるために進めてきました。北陸地方整備局では、このような経験や知識、蓄積されたデータ・技術を活かし、道路雪対策を進めており、本稿では、この分野を牽引していく「雪のトップランナー」の取り組みについてご紹介します。

.....

★「サイクリングパラダイスえひめ」の実現に向けて★°・*:.。

～自転車を活用した地域活性化及び安全・快適なまちづくり～

(愛媛県 土木部 道路都市局 道路維持課)

愛媛県では、平成 31 年 3 月に『愛媛県自転車新文化推進計画』を策定し、“「サイクリストの聖地」瀬戸内しまなみ海道を誰もが訪れたい地域へ”“「サイクリングパラダイス」愛媛県を年齢や性別、体力の有無等に関わりなく自転車を楽しめる地域へ”“「サイクリングアイランド」四国を世界中からサイクリストを受け入れられる地域へ”を目指し取り組んでいるところです。ついては、本計画に基づき実施している様々な自転車施策についてご紹介します。

.....

★「花園町通り」道路空間改変事業の取組み★°・*∴

～「歩いて暮らせるまち松山」のシンボルロード整備～

(松山市 都市整備部 道路建設課)

松山市では、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」や「歩いて暮らせるまちづくり」をコンセプトに掲げ、公共交通をはじめ徒歩や自転車などの「遅い交通」を重視した空間づくりを進めています。車からヒト中心の空間を目指し、市民・専門家・行政が一緒になり模索しながら取り組んだ「広場を備えた道路」の整備事例について紹介します。

「 「 「 「 _____

「 「 ☆編集後記

.....

3 月や 4 月には、なかなか手に入らなかった手指用の消毒液が市場に流通し始め、個人的には消毒薬に困るという状態ではなくなりました。また、買い物に行くと、ほとんどの店舗の出入口に備えられているので、安心できるようになりました。この半年余りのコロナ禍で、消毒薬を塗布する機会に加え、手を洗う回数も増え、手指が荒れてしまった方も多いのではないのでしょうか。自身においても、冬の到来を前に、掌の皮膚がガサガサとなり、困っています。

感染予防の手指消毒には、アルコール消毒が有効と聞くことが多くありますが、先日購入した消毒薬には、消毒用エタノールと書かれていました。薬品に関する知識に乏しく、これまで知らずに過ごしてきましたが、アルコールとは、メタノール(メチルアルコール)、エタノール(エチルアルコール)、イソプロパノール(イソプロピルアルコール)などの総称なのだとわかりました。さらに、一般的に消毒用アルコールといえばエタノールを指すよ

うで、濃度が 80%前後のものが最も消毒効果があるそうです。

手を洗う回数が増えたことも、手荒れのもう一方の要因となっていますが、石鹼やハンドソープを使って丁寧に洗えば、十分にウイルスを除去できるようです。例えば、手洗いなしでは約 100 万個のウイルスが残存している場合、石鹼やハンドソープで 10 秒もみ洗い後に流水で 15 秒すすぐと 1 回の手洗いで、残存ウイルスは約 0.01%（数百個）となるそうです。そして、これを 2 回繰り返すと約 0.0001%（数個）にまで減るとのことです。したがって、その後のアルコール消毒は不要であるということ、つい先日知ったところ。もっと早くに気づけばよかったです。

今では、手洗い後のアルコール消毒は不要と認識しているもの、念には念をとという思考から、手洗いと消毒の両方を実行してしまいます。エタノール成分が高く配合されている消毒薬は、新型コロナウイルスに対して高い効果が期待できるとされている一方で、皮膚から必要な油分を奪ってしまう作用があり、その作用で乾燥による手荒れが生じてしまうようです。手にやさしい保湿成分が入った消毒液などないものでしょうか。当面の間、保湿剤のお世話になることになりそうです。(U)